

## いわて若者カフェ利用要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、若者の主体的な活動を促進するため、いわて若者カフェ（以下「カフェ」という。）の円滑な運営及びカフェで実施する若者の交流、情報交換・発信、その他若者の活動に係る利用に関し必要な事項を定めるものである。

### (定義)

第2条 この要綱で規定する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 若者 おおむね15歳から40歳未満までの者
- (2) 若者団体 「若者」が主体となって活動している団体
- (3) 利用者 カフェの利用承諾を受けた者
- (4) 管理者 岩手県環境生活部若者女性協働推進室

### (カフェの利用)

第3条 カフェは、次の各号に掲げる事項のために利用することができるものとする。

- (1) 若者及び若者団体（以下「若者等」という。）の交流・ネットワークづくり等に資するもの
- (2) 若者等の情報発信に資するもの
- (3) その他若者の主体的な活動促進に資するもの

### (利用スペース及び用途)

第4条 利用できるスペース及びその主な用途は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) イベントスペース①  
ミーティング、イベント、交流活動等
- (2) イベントスペース②  
ミーティング、イベント、交流活動等
- (3) 交流スペース  
ミーティング、イベント、交流活動等
- (4) 情報発信スペース  
インターネット動画配信等による情報発信等

### (利用日時等)

第5条 前条の利用スペースの利用時間は、原則として火曜日から土曜日まで（年末年始（12月29日～1月3日）及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の15時から21時までとする。ただし、利用時間の延長が必要な場合は、事前に管理者に協議を行うものとする。

### (利用資格)

第6条 利用スペースを利用できる者は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) いわて若者交流ポータルサイト（コネクサス）に登録している若者等
- (2) その他県が特にその利用を認めた者

### (利用申込)

第7条 スペース利用を希望する者は、いわて若者交流ポータルサイト（コネクサス）の予約システムにおいて、必要事項を入力し、事前に申し込みを行い、承諾を受けるものとする。

2 管理者は、申請者の利用目的について、第3条の趣旨に反すると認めるときは、その申請を承諾しないことができる。

3 利用の申し込みは、利用予定日の3か月前の日から受け付け、原則として先着順に利用者を決定するものとする。

4 同一団体の連続利用については、1スペース概ね3日間を上限とする。

### (利用内容の変更)

第8条 利用者は、利用の中止、利用日時の変更等、申込内容に変更があった場合は速やかに管理者に報告しなければならない。

### (遵守事項)

第9条 利用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 建物、設備、備品等を丁寧に扱うこと。
- (2) 火災、爆発、その他危険を生じる恐れのある物を持ち込まないこと。
- (3) 利用の権利を譲渡し、又は転貸をしないこと。
- (4) 他の利用者に迷惑を及ぼす行為を行わないこと。
- (5) 利用後は、使用した設備等を所定の位置に片付け、原状回復を行うこと。

### (利用制限)

第10条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用を制限することができる。

- (1) 第3条に掲げる目的外の利用と認められる場合
- (2) 他の利用者の活動等に支障がある利用として認められる場合
- (3) その他カフェの管理・運営上、制限する必要があると管理者が認めた場合

### (利用者の責務)

第11条 カフェの利用に伴う利用者の責めに帰すべき事由による事故及び損害については、利用者の責任において処理するものとする。

### (その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

#### 附則

この要綱は、平成29年9月4日から施行する。

#### 附則

この要綱は、平成31年1月8日から施行する。